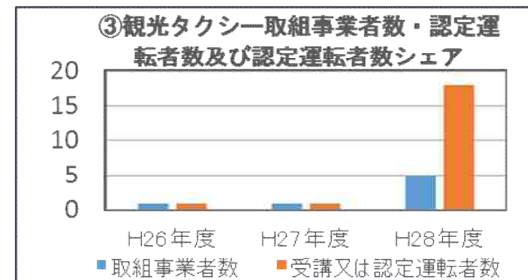
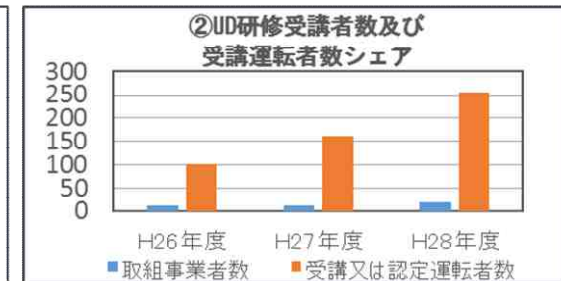
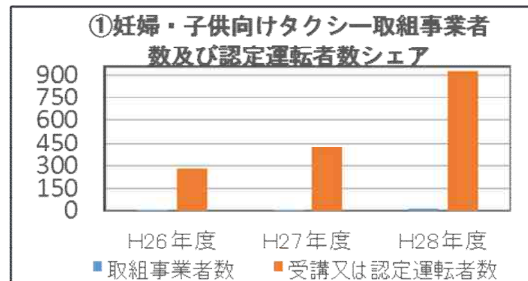


# 活性化事業に係る調査結果について

# 活性化事業について

( 県南中央交通圏 ) 1 / 2

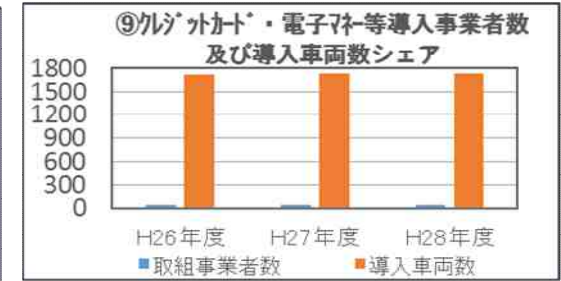
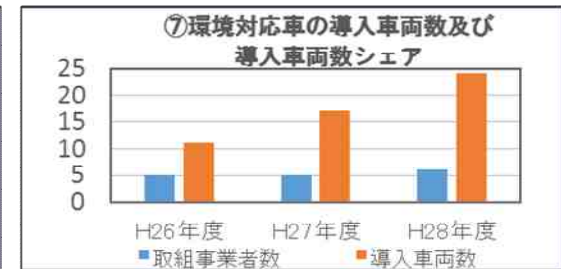
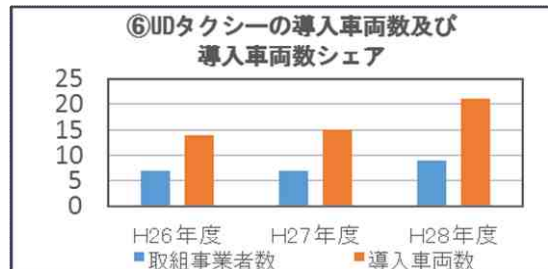
項目		H26年度	H27年度	H28年度
①	妊婦・子供向けタクシー取組事業者数及び認定運転者数シェア	5	8	14
	受講又は認定運転者数	278	419	922
②	UD研修受講者数及び受講運転者数シェア	11	13	20
	受講又は認定運転者数	102	161	255
③	観光タクシー取組事業者数・認定運転者数及び認定運転者数シェア	1	1	5
	受講又は認定運転者数	1	1	18
④	外国語講習受講者数及び受講運転者数シェア	—	—	4
	受講又は認定運転者数	—	—	8
⑤	アプリ配車の導入事業者数及び対応車両数シェア	10	12	14
	導入車両数	551	722	851



# 活性化事業について

( 県南中央交通圏 ) 2 / 2

項目		H26年度	H27年度	H28年度	
⑥	UDタクシーの導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	7	7	9
	導入車両数	14	15	21	
⑦	環境対応車の導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	5	5	6
	導入車両数	11	17	24	
⑧	先進安全自動車(ASV)導入車両数及び導入車両数シェア	取組事業者数	—	—	—
	導入車両数	—	—	—	
⑨	クレジットカード・電子マネー等導入事業者数及び導入車両数シェア	取組事業者数	41	42	42
	導入車両数	1,725	1,730	1,734	



# 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(案)

制定 平成21年11月26日  
改正 平成24年12月20日  
改正 平成26年 1月24日  
改正 平成26年 2月13日  
改正 平成27年 5月 8日  
改正 平成28年 9月 2日  
改正 平成 年 月 日

## (目的)

第1条 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、埼玉県県南中央交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。  
2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車であって、一般タクシー及びその他ハイヤーをいう。  
3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。  
4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。  
5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

## (実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 特定地域計画の作成
- (2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整
  - ① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
  - ② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
  - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議
  - ① 協議会の運営方法
  - ② ①に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とし、任期は平成31年6月30日までとする。

(注) (1)~(4)は、法第8条第1項に規定する構成員、(5)は、同条第2項に規定する構成員。

- (1) 関係地方公共団体の長
  - (2) タクシー事業者等
  - (3) 労働組合等
  - (4) 地域住民
  - (5) その他協議会が必要と認める者
    - ① 埼玉労働局 労働基準部 監督課長
    - ② 埼玉県警察本部交通部交通規制課長
    - ③ 埼玉県警察本部交通部交通指導課長
    - ④ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 総務部企画室 企画調整課長
    - ⑤ 学識経験者(東洋大学 総合情報学部教授 尾崎 晴男)
- 2 協議会は、前項の(1)~(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。
- 3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。  
ただし、第5条第15項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。
- 4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は平成31年6月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会には事務局を設置する。
- 6 事務局には事務局長をおく。事務局長は会長が指名し、協議会に報告する。
- 7 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 8 事務局長の任期は平成31年6月30日までとする。
- 9 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 10 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
  - (1) 会長の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
  - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
    - ① 協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意すること。
    - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
    - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会

等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

(3) 特定地域計画の作成及び変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
- ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
- ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
- ④ 協議会の構成員である関係行政機関が合意すること。
- ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
- ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。

(4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

- ① 会長が合意すること。
- ② 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については、各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。

11 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。

- (1) 大規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が101両以上
- (2) 中規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が100両以下、41両以上
- (3) 小規模事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が40両以下
- (4) 個人タクシー事業者

12 協議会は、特定地域計画作成後も定期的に開催することとする。

13 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。

14 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

15 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。

16 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。

また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

17 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出にに加え軽微な事項について、やむを得な

い事由により協議会を~~の開催する余裕のない~~が困難な場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第15項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(分科会)

第6条 協議会の運営のため、協議会会長が必要と認めたときは、協議会の下に分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、第3条の実施事項の内容に応じ、第4条の構成員のうちから協議会会長が必要と認めた者で構成する。
- 3 分科会には、会長をおき、分科会会長は、協議会会長が指名する。
- 4 分科会で検討した内容は、協議会へ報告するものとする。
- 5 その他分科会の運営に関して必要な事項は、分科会会長が協議会会長と協議し定めるものとする。
- 6 分科会は、非公開とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

## 分科会での検討・決定事項について

第1回：28.10.14  
第2回：28.12. 2  
第3回：29. 2.24  
第4回：29. 4.21

1. 削減すべき供給輸送力の対象車両について  
一般タクシー及び「その他ハイヤー」とする。
2. 供給輸送力の削減方法について  
カテゴリー（大・中・小の規模別）に関係なく営業方法の制限（全日休車）にて供給輸送力を削減する。ただし、保有車両数10両以下の事業者は事業の継続性を考慮し削減を求めないこととする。  
全日休車は、◇抹消登録をする、もしくは、◇抹消登録をしない休車を選択可とする。
3. 基準車両数について  
①平成20年7月11日（特定特別監視地域）、②平成21年10月1日（旧特定地域）、③平成26年1月27日（準特定地域）のいずれかにおいて、車両数が最も多い日を基準日とし、その時点での車両数を基準車両数とする。
4. 過去の削減率を考慮した各社の削減率  
上記の基準車両数を基に県南中央交通圏の基準車両数を算出すると2,812両となり、その車両数から適正と考えられる車両数の上限2,399両の乖離率14.69%を各社の削減率とし、過去に各社が実施した削減率を差し引いた率を今後各社が実施していく削減率とする。  
削減車両数の算出に当たっての端数処理は「切り捨て」を採用する。
5. 10両事業者の取扱いについて  
保有車両数10両以下の事業者は事業の継続性を考慮し削減を求めないこととする。
6. 個人タクシーについて  
許可等に付された条件により「月に2日以上 of 定期休日を定めること。」とされていることから、年間の最大稼働日数が341日（365日-24日）となり、この個人タクシーの適正と考えられる車両数の乖離率0.8%を乗ずると年間2.7日、月当たり換算（切り捨て）で0日となる。したがって、個人タクシーについては上限値に到達したものと認められるので削減車両数に相当する休車実施の必要性はない。
7. 法人タクシーの営業方法の制限による削減の確認方法について  
運行可能な車両に対して、「運行可能ステッカー」（別に定める。）を貼付し、相互間の確認とする。  
なお、休車する車両については、事業者の判断により選定可能とするが、その手法として、いわゆる預かり制度を活用した車両は、抹消登録の写しを提出（協議会及び運輸支局）することとし、預かり制度を活用しない場合は、休車車両一覧表を提出（協議会及び運輸支局）する。
8. 共同事業者計画に関する事項について  
合意事業者は他の合意事業者と共同して事業者計画を作成することができるものとする。その場合は、共同する事業者の削減すべき車両数の合計数は当該合意事業者の削減すべき車両数の合計によるものとする。



平成 29 年 月 日

## 埼玉県県南中央交通圏タクシー特定地域協議会 特定地域計画(案)

### 1. タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

#### ①埼玉県県南中央交通圏におけるタクシーの公共交通機関としての役割・責務

- ・タクシーは、他の公共交通機関が時刻及び路線を定めての輸送を担っているのに対して、個々の利用客のニーズに合わせたドア・ツー・ドアの面的なサービスを提供する輸送機関としての特性がある。タクシーはどのような地域、どのような時間においても、その機能が必要とされる重要なサービスで、例えば、終電や終バスが終わった後の移動手段、また、高齢者や障害者など移動制約者の重要な移動手段として、生活に欠かせない公共交通機関であり、今後も重要な役割を担うものである。
- ・さらに、タクシー事業に関しては公共交通機関として社会貢献、環境への取り組み、安全の確保、福祉、雇用責任等の社会的責任 (CSR ; Corporate Social Responsibility) 活動の推進を求められている。タクシー事業者全体にわたってこうした CSR 活動を推進するという前提のもと、公共交通機関としての役割を十分に発揮できるものである。

#### ②タクシー事業の現況

##### ◇タクシー需要の減少

- ・埼玉県県南中央交通圏における法人タクシーの輸送人員は長期的な減少傾向にあり、規制緩和以前の平成 13 年度が年間 2,500 万人 (1 日当たり約 68,000 人) から平成 28 年度では年間約 1,750 万人 (1 日当たり約 48,000 人) となり約 30% 減少している (一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 (以下「埼玉乗協」という。) 調べ)。特に平成 20 年秋以降の世界的経済危機も相まって、一般の利用客のみならず、経費圧縮等を進める企業等のビジネス利用も減少したところであるが、昨今の経済政策等により、一部の業界において景気が回復傾向に転じてきているものの、タクシー業界においては、そうした回復傾向が実感できるまでには至っていない現状である。
- ・また、要件・規制の厳しいタクシー事業では対応できない分野でタクシー事業に類似した様々な業態による旅客輸送や、採算性が低くこれまで運行がかなわなかった路線に公費助成を受けたバスの運行が社会の要請や利用者のニーズ等に応じて増加したことにより、埼玉県県南中央交通圏において従来タクシーを利用していた顧客層が流れるなど、競争環境は厳しい。

##### ◇規制緩和によるタクシー事業者及び車両数の状況

- ・埼玉県県南中央交通圏におけるタクシー事業は、平成 14 年の「道路運送法及びタクシー業

務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」施行による需給調整規制撤廃等を契機に、新規参入事業者の増加及び同事業者による車両数の増加、さらに既存事業者の増車も行われてきた。

- ・平成21年から業界内で減車等による供給輸送力削減の取組みが行われ、平成29年3月末までに266両が減車等されている。
- ・平成14年3月末に比べ法人タクシー事業者数は62社から69社へ7社(約11%)増加したが、車両数は2,684両から2,521両へと163両(約6.1%)減少している。
- ・また、平成28年7月15日付けで関東運輸局長から適正と考えられる車両数が示されており、上限値(実働率80%)が2,399両、下限値(実働率90%)が2,132両であり、平成29年3月現在の車両数と上限値には122両の差が認められるところである。

#### ◇輸送実績の悪化

- ・埼玉県南中央交通圏では、タクシー利用者が大幅に減少している結果、法人タクシー1両当たりの走行キロは平成13年度と比べ平成28年度では180.8kmから168.1kmへ、実働率は83.6%から70.7%へ、共に低下しているが、タクシー1日1車当たりの運送収入(税込み)は、33,427円から33,576円へと、若干の増収になっている(「埼玉乗協」調べ)。
- ・一方で深刻な運転者不足や安全対策等の経費の増大により、営業収益は悪化傾向にある(運送収入28年度:186.8億円、13年度:261.4億円 ▲28.5%)。このように、事業経営は非常に厳しく、こうした状況が改善されなければ、タクシーの地域公共交通としての機能が一層低下することが懸念される。

#### ◇運転者の労働条件の低下

- ・タクシー1日1両当たりの運送収入に改善のきざしがあるものの、歩合制賃金を主体とした賃金体系の中、運転者の賃金に大きな変化はない。埼玉県のタクシー運転者の平均年収は、バブル末期の平成4年までは埼玉県の全産業平均に比べ20%程度低い状態であったが、その後、その格差は年々拡がり、埼玉県の全産業平均に比べ30~40%程度低い状態(平成28年度、▲30.9%)が長期にわたっている。(賃金構造基本統計調査)。

#### ◇運転者の高齢化

- ・就職先としての魅力の低下等から若年層がタクシー業界になかなか入って来ず、65歳以上の高齢運転者の割合はタクシー運転者証交付件数4,429人のうち、2,158人で約49%を占め、昭和53年3月末には約50歳であった平均年齢が平成29年3月末では約62歳となり高齢化が顕著である(埼玉乗協登録センター調べ)。
- ・若年層の労働力確保には、魅力ある労働条件、職場環境の向上・改善に努める必要がある。

#### ◇タクシー事業の交通事故状況と苦情概要

- ・タクシーの交通事故件数は、近年、県内の交通事故総件数と同様、減少傾向となっている(5

年前の平成23年を100とすると、平成28年は、全体74、タクシー75)。

- ・タクシー事業者に対する苦情は、平成27年10月より運転者登録制度が全県に拡大されたこともあり、登録時の講習の義務化等で運転者の質の向上が図られた結果、一時より減少傾向となっている(平成25年度212件、26年度193件、27年度151件、28年度144件)。苦情をなくし安心・快適な輸送サービスを提供するには運転者の接遇マナーやサービス意識を高めることが肝要である。

#### ◇埼玉のタクシー業界の取組み

- ・タクシー業界では、これまでも、利用者の増加や利便性の向上を目指した各種の取組みや、経営効率化や安全性の維持・向上への取組みを推進してきた。
- ・埼玉県南中央交通圏においては、無線タクシーのデジタル化の推進、ハイブリッドタクシー車両等の導入、エコドライブなどによる環境問題への取組み、労働環境の向上、防犯対策の推進、社会的要請の禁煙化の実現、身体障害者割引及び運転免許返納者割引の導入、点字シールの表示、タクシー子ども110番の導入、妊婦応援・子育て支援タクシーの導入、廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定、災害時の緊急輸送の協定、優良運転者表彰制度など幅広い分野で様々な取組みを実施してきた。
- ・個人タクシー業界でも、法人タクシーと同様な取組みを行っており、個人タクシー独自の取組みとして、マスターズ制度の取組みを実施している。

#### ◇まとめ

上述のように、タクシー事業の直面する需要の低迷、供給過剰、労働環境の悪化、サービスレベルの低下等の様々な問題があるなかで、公共交通機関としての役割を果たすために、タクシー業界としても多様な努力をしてきたところであり、さらに創意工夫の余地があるものと考えられるが、現状の経営環境下では、状況の抜本的な改善は難しいものと思われる。

### ③取組みの方向性

①②において分析した、タクシーの役割、現況、課題を踏まえ、以下の項目ごとに具体的な目標を設定する。

各目標の実現を図るため、各タクシー事業者は、不特定多数の需要者に対して安全・安心で良質なサービスを提供する、公共交通機関としての自覚を持ち、社会的責務を果たすべく、積極的な取組みを進めるべきである。

また、タクシー事業者以外の関係者についても、各目標の実現に向け、タクシーが公共交通として機能しうる環境づくりを行う等、必要な協力を行うものとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、協議会に参加していない関係者(構成員以外のタクシー事業者、鉄道事業者、道路管理者等)に対しても、本特定地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

なお、協議会は、必要に応じて本特定地域計画の見直しを行うものとする。

- ◇タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供
- ◇事業経営の活性化、効率化
- ◇タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
- ◇安全性の維持・向上
- ◇観光立国実現に向けての取組み
- ◇環境問題への貢献
- ◇防災・防犯対策への貢献
- ◇地域公共交通としての役割の強化
- ◇総合交通ネットワークの一員としての機能の向上
- ◇交通問題、都市問題の改善
- ◇過度な運賃競争への対策

## 2. 特定地域計画の目標

### ①タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供

- ・タクシーに求められるサービスは、公共交通機関としての社会的責務を果たすために「安全・安心で良質なサービスの提供」を遂行することである。そこで、サービスレベルの向上を目指し、利用者の満足度を高めることを目標とする。
- ・そのためには、タクシー事業者間での適切な連携を図り、共同事業などによりタクシー業界のサービスレベルの向上を目指した活性化方策を実施するものとする。
- ・新たな需要の喚起については、個人需要の掘り起こしに向けた取組みの一環として、スマートフォンによる配車、妊婦・育児支援タクシーの普及、定額タクシー、乗合タクシー等の検討を進める。
- ・活性化のためには、バリアフリー対応の教育制度の導入など、また事業者団体が主体となりユニバーサルドライバー研修の実施など、バリアフリー法の趣旨を尊重し、その実現に向けた取り組みや、地域の公共交通の課題等について地方公共団体等関係者からの情報を得ながら地域住民の需要を把握しタクシーサービスの向上に努める。

### ②事業経営の活性化、効率化

- ・タクシー事業者が健全な経営環境の中で適正な競争を行った結果、安全・安心の確保を前提に、タクシー運転者に適正な労働条件を提供でき、公共交通機関として社会的な責任を果たし、且つ新たなサービス等への投資も可能とするための適正利潤も確保できる体制を目指すものとする。
- ・タクシー事業はコンプライアンスに基づいた事業経営を遂行しつつ、さらに車両や運転者の適切な管理・運用を図るために各社での自助努力を求めるとともに、業界としてもそれを支援する取組みを実施するものとする。
- ・具体的には、車両費用の削減、あるいは部品や燃料などの共同購入を推進することで経費の圧縮に努める。

### ③タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

- ・タクシー運転者の労働条件の悪化を防止し、法定労働条件の遵守はもとより、賃金、労働時間等の労働条件の改善・向上を目指し、具体的には、他産業平均賃金や他産業平均労働時間との格差を可能な限り縮めることを目標とする。
- ・女性が働きやすい職場環境づくりに努める。
- ・これらの目標に向けて努力していく過程において、有能な人材の確保が可能となることで、安全・安心で良質なサービスの提供につながっていくこととなる。

### ④安全性の維持・向上

- ・公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼をますます向上していく必要がある。ま

た、安全・安心はタクシーサービスの根幹であり、これを担うのが運転者である。運転者のレベルアップを図るため各種の研修会を実施するとともに、協会、会社をあげて安全・安心のサービスが提供できる体制等を整備する必要がある。

- ・さらに国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」における事故削減のための対策に着実に取り組みつつ、今後10年間で死者数、人身事故件数をともに半減することを目標とする。また、法令による義務付け対象事業者となっていないタクシー車両数300両未満の事業者にあっても、運輸安全マネジメントの積極的な導入により安全管理体制の強化に努めるものとする。

### ⑤観光立国実現に向けての取組み

- ・タクシーは個別輸送機関であり、駅等から地理不案内な旅客を目的地までの確に案内することができ、旅行者の荷物の負担を軽減でき、必要に応じて観光スポット、飲食スポットに関する情報提供や乗客のエスコートもすることができる。このような特性を生かして、特に高齢者や外国人の旅行者には大きな利便を提供することが可能である。
- ・訪日外国人旅行者数については、政府において東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け4千万人に倍増することを目指すとの意欲的な方針が決定されている。このような状況下、地域の観光振興と連携した取組みを検討し、タクシーの特性を生かしたサービスの提供を目指す等機能の向上が必要であり、観光タクシードライバー認定制度を活用した観光タクシーの運行、ワゴンタクシーの導入、運転者の外国人旅客接遇研修の受講推進、指さし翻訳シートの充実等、いままで以上に快適な輸送サービスの提供を目指していくことが必要である。
- ・また、国内観光の振興については、現在、中央・地方一体となり、官民あげて取り組んでいるところであり、関東ブロックにおいても官民の幅広い関係者が一堂に会して、意見交換や情報交換ができるような場を設置し、取り組んでいるところである。
- ・タクシーが、埼玉の観光を支え、さらに、国内外の旅客に対して、その特性に応じた、十分なサービスを提供するためには、タクシー運転者のサービスレベルの向上、観光タクシーの取組み、乗り場の工夫等サービスの充実を図ることが必要である。

### ⑥環境問題への貢献

- ・政府は、温室効果ガスの削減目標について、1990年比で2020年までにCO2排出量を25%削減することを目指すことを表明している。こうしたことから、実車率の向上対策や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入、エコドライブの実践、さらに各地区・各待機所において利用者の理解を得ることに配慮しながら、アイドリングストップルールを関係者とともに検討する等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。
- ・電気自動車や燃料電池自動車等の低公害車についても、環境問題に大きく貢献することからタクシー業界として、今後、低公害車両の導入を推進していくことを目標とする。

### ⑦防災・防犯対策への貢献

- ・地域を広範に走行しているタクシーの特性を活かし、地震等災害対策及び防犯等治安維持への協力により、社会的貢献を促進する。
- ・具体的には、災害発生時に災害場所の通報を行う協定や「防災レポートタクシー」の取組みなど自治体や消防等との締結等にさらに取組み、防災対策を推進する。
- ・特に震災対策については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって、帰宅困難者による混乱等が生じたことを踏まえ、国、県、市町村において検討されている災害対策に協力するとともに、タクシー業界においても災害発生時における安全輸送を図るための対策についてルール作りを進める必要がある。
- ・また、子供達の安全確保に資する「子供の安全を見守るタクシー」へのさらなる取組みなどにより、防犯対策を推進する。

### ⑧地域公共交通としての役割の強化

- ・地域ごとの状況を鑑みた地域社会密着型サービスを提供することで、地域公共交通としての役割を一層強化する。
- ・乗合タクシーやデマンドタクシーの運行など、地域の要請に対して積極的に対応する。

### ⑨総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

- ・各自治体では、通常、都市計画のなかに市民の交通手段としてバス、鉄道等公共交通に位置づけているところであるが、タクシーに関しては、その対象となっているケースは極めて少ないのが現状である。
- ・しかしながら、高齢化社会を支え子育て世代を支援しうる機能を有し、鉄道等他の地域公共交通とのネットワークの一部であるタクシーに関して、各自治体における認識を高め、都市計画に位置づけられるようタクシーに関わる業界、行政などの関係者は、関係自治体に対し、協議、働きかけを進めることとする。

### ⑩交通問題、都市問題の改善

- ・交通問題への取組みとして、タクシーベイの整備可能な道路における設置の検討や時間帯により車両が集中する駅等へのタクシーレーンの整備の検討、また、スクールゾーン等の乗り入れ禁止区域における需要に対応するためのタクシー車両の乗り入れに関する検討について、必要に応じて関係者が集まり協議できるような場を設けるよう努める。
- ・また、車両の分散、適地適所への効率的な配車などの観点から、公共施設等のタクシー乗り場の整備の検討について、必要に応じて関係者が集まり協議できるような場を設けるよう努める。
- ・公共交通機関としての自覚をもち、交通環境を阻害することのないよう、乗り場を中心としタクシー待機場所の適正な管理、運営についての検討を推進し、モラルをわきまえた事業運営により、スムーズな交通環境を確保することを目指す。

### ⑪過度な運賃競争への対策

- ・過度な運賃競争への対応については、交通政策審議会及び同答申に基づき設置された運賃制度研究会でも検討された経緯があり、それらの報告書等を踏まえ適切に対応することとするが、県南中央交通圏の現状においては、過度な運賃競争は発生していないことから、今後、そうした問題が発生した場合には、本項目を改めて見直すこととする。

### ◇以上の目標の達成に必要な供給過剰状態の解消

- ・現在の諸問題の根幹として、タクシーが供給過剰であることは否めない。県南中央交通圏の法人タクシーでは、平成28年7月15日付けで関東運輸局長が公示した適正と考えられる車両数は、2つのケースの実働率により、①上限値2,399両（「実働率」80%適用）②下限値2,132両（「実働率」90%）である。
- ・これに基づく県南中央交通圏の特定地域指定日である平成28年7月1日現在の車両数2,524両と比べ、①では5.0%、②では15.5%の乖離が認められる。したがって、関係者は諸般のタクシー問題の改善に向け、この供給過剰な状態の解消に努めるべきである。
- ・これらを踏まえ、また、1.で述べたとおり、タクシーを取り巻く現状は大きく変わるものではないことから、本地域計画で示す5%～15.5%の乖離の解消に向けて引き続き各事業者が取り組んでいくことが肝要であり、適正と考えられる車両数のもと供給過剰状態の解消及び諸般のタクシー問題の解消に努めるべきである。
- ・こうした改善の結果として、日車営収の増加による経営環境の改善により労働条件の改善が図られ、労働者の質の向上や新たなサービスの質の改善が図られること、また、投資余力の発生による新たな顧客サービス改善や新たな需要開拓等につながるなど、タクシーが県南中央交通圏において公共交通機関としての機能を向上させる効果が期待される。
- ・ただしその際には、不当にタクシー運転者が職を失うことや、安定供給など公共交通機関としての機能の低下につながらないことにも留意する必要がある。

## 3. 県南中央交通圏における一般乗用旅客自動車運送事業の削減すべき供給輸送力及びその実施方法

2. の特定地域計画の目標を踏まえ、県南中央交通圏における削減すべきタクシーの供給輸送力等を以下のとおり定める。

### ①削減すべき供給輸送力

- ・前述のとおり、平成28年7月15日付けで関東運輸局長が公示した「適正と考えられる車両数」は、法人タクシーにおいて、上限値2,399両（実働率80%）及び下限値2,132両（実働率90%）となっており、特定地域指定日現在の車両数2,524両と上限値との乖離率が5.0%、車両数ベースで125両となっている。



なお、平成 29 年 6 月末現在保有車両数については、2,519 両であり、上限値との乖離率は 4.8% となっている。

- ・また、個人タクシーにおいては、上限値 120 両及び下限値 107 両（ともに法人タクシーの乖離率を用いて算出）であり、特定地域指定日現在の車両数 126 両と上限値との乖離率が 4.8% となっている。

なお、平成 29 年 3 月末現在車両数は 121 両であり、上限値との乖離率は 0.8% となっている。

- ・このため、県南中央交通圏における削減すべき供給輸送力については、特定地域指定日現在の車両数から法人タクシーにあつては、5.0%、個人タクシーにあつては、4.8%に達しない車両数を県南中央交通圏の供給輸送力の削減数として設定することとする。

#### ①-1：法人タクシーの削減率

各事業者の保有車両数が平成 21 年 7 月 17 日（特定特別監視地域指定時）、平成 21 年 10 月 1 日（旧特定地域指定時）、平成 26 年 1 月 27 日（準特定地域指定時）のいずれかの日において、最多である時点の車両数を各事業者の基準車両数とし、その基準車両数の合計である県南中央交通圏の基準車両 2,812 両と適正と考えられる車両数の上限 2,399 両との乖離率 14.69% を削減率とする。

#### ①-2：法人タクシー事業者の削減率

各事業者の過去に取り組んだ削減率を考慮する観点から、上記を踏まえ、各事業者の基準車両数から現在保有車両数を差し引いた車両数の割合を実績削減率とし、①-1 の削減率から各事業者の実績削減率を差し引いた率を各タクシー事業者の削減率とする。

ただし、保有車両数 10 両以下の事業者は事業の継続性を考慮し、削減を求めないこととする。

#### ①-3：法人タクシー事業者の削減車両数

各事業者の基準車両数に①-2 で算出した削減率を乗じた数値（切り捨て）を削減車両数とする。

#### ①-4：個人タクシーの削減車両数

個人タクシー事業は、許可等に付された条件により「月に 2 日以上定期休日を定めること。」とされていることから、年間の最大稼働日数が 341 日（365 日 - 24 日）となり、この個人タクシーの適正と考えられる車両数の乖離率 0.8% を乗じると年間 2.7 日、月当たり換算（切り捨て）で 0 日となる。したがって、個人タクシーについては上限値に到達したものと認められるので削減車両数に相当する休車実施の必要性はない。

### ②供給輸送力の削減の方法

- ・①の削減すべき供給輸送力に向けた削減の方法については、営業方法の制限による供給輸送力の削減とし、法人タクシーにあつては、削減の対象車両を一般タクシー車両及びその他ハイヤー車両から選択することができるものとする。
- ・法人タクシーの営業方法の制限の方法については、事業者規模にかかわらず全日、同一の車両について営業方法の制限を行うことにより実施することとする。
- ・法人タクシーの削減車両については、平成 28 年 4 月 11 日付け「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取り扱いについて」の一部改正において規定された道路運送車両法の規定による抹消登録もしくは休車を各事業者の判断により選択可能とする。
- ・合意事業者は他の合意事業者と共同して事業者計画を作成することができるものとする。その場合は、共同する事業者の削減すべき車両数の合計数は当該合意事業者の削減すべき車両数の合計によるものとする。
- ・協議会の構成員及び事業者が相互に確認できる体制として、法人タクシーについては、道路運送車両法の規定による抹消登録等を行った場合は、抹消登録証明書の写しを、また休車させる

場合にあつては、休車車両の一覧表を、埼乗協を通じて協議会の構成員及び埼玉運輸支局に提出するとともに、抹消登録等及び休車車両以外の運行可能なタクシー車両については「運行可能ステッカー」を貼付することとする。

- ・供給輸送力の削減等の実施時期については、平成26年1月27日付け「事業者計画の認可基準について」2認可方針(2)の規定のとおり、関東運輸局長が認可特定地域計画の内容等の公表後、6ヶ月以内に各事業者が事業者計画の申請を行うこととし、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の趣旨、さらには、特定地域の指定期間を踏まえ、実施時期を事業者計画認可後、6ヶ月以内に設定することとする。

#### **4. 県南中央交通圏に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力及びその実施方法**

3. の県南中央交通圏において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力に基づき、県南中央交通圏に営業所を有する各タクシー事業者が各々削減すべき供給輸送力等を以下のとおり定める。

##### **タクシー事業者が各々削減すべき供給輸送力及び供給輸送力の削減方法**

- ・県南中央交通圏に営業所を有する法人事業者は、3. ①に規定した削減すべき供給輸送力に向け、3. ②に規定した削減の方法により、確実に実施時期までに供給輸送力の削減を実施することとする。
- ・なお、法人タクシー事業者が具体的に削減すべき車両数については、別添の一覧表によるものとする。

#### **5. 県南中央交通圏におけるタクシー事業の活性化措置**

2に掲げた目標を達成、実現するために、タクシー事業者が主体となって取り組むべき活性化措置に関する項目を、以下に列記する。

事業者計画に関しては、本特定地域計画の作成に係る合意をした協議会の構成員である事業者が、単独又は共同して行おうとする活性化措置を以下の項目から積極的になるべく多く選択し、記載された実施期間内に取り組むものとする。

また、活性化措置がより多くの事業者によって取り組まれ、目標の早期達成が図られるよう積極的に取り組むタクシー事業者を支援する方策を関係者で検討することが必要である。

実施期間としては、短期・中期としているが、新たに取り組むものについては、短期は1年以内、中期は特定地域指定期間内を目安として活性化措置に取り組むこととし、現在取り組んでいる活性化措置については継続的に取り組むものとする。

##### **①タクシーサービスの活性化と良質なサービスの提供**

○サービス向上のための教育・研修の充実

実施主体：タクシー事業者、法人協会、個人協会

実施時期：短期

○地理教育の徹底

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○バリアフリー対応の教育制度の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○短距離、ワンメーターを歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR

実施主体：タクシー事業者、法人協会、個人協会

実施時期：短期

○デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○スマートフォンアプリを活用した配車サービスの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○事前確定運賃の検討

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期、中期

○早朝予約の積極受注の推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○チャイルドシートの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○ユニバーサルデザイン車の導入推進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○ユニバーサルドライバー研修の受講の促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○自社乗り場の設置・運営

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○福祉タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○介護タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○子育て支援タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○運転免許返納割引制度の拡大

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○事業者における自社WEBサイトの開設

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○マスターズ制度の充実及び参加の促進

実施主体：タクシー事業者、個人協会

実施時期：短期

○県警・警察署及び法人協会への優良運転者推薦制度の促進

実施主体：タクシー事業者、法人協会、個人協会

実施時期：短期

○駅前等における乗り場（上屋付き乗り場、バリアフリー乗り場等）の利便性向上の検討

実施主体等：法人協会、自治体、鉄道事業者

実施時期：中期

○タクシー利用者に対するアンケート調査の充実

実施主体等：法人協会

実施時期：短期・中期

○モニター制度の導入

実施主体等：法人協会

実施時期：中期

## ②事業経営の活性化、効率化

○デジタル式GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車（再掲）

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○車両費用等の削減

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○部品や燃料などの共同購入を推進することによる経費の圧縮

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○チケットの規格統一化

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

### ③タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

○賃金制度・乗務員負担制度の見直しの取組み

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○デジタル式タコグラフの活用など運行管理の徹底による労働時間の適正管理

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○日勤勤務（一人一車）から隔日勤務への転換等による長時間（月間）労働の改善

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○嘱託・定時制運転者の上限年齢制の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○若年労働者の積極的な雇用の促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○健康診断の充実

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○仮眠室、休憩室等の福利厚生施設の充実

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○女性運転者の積極的な雇用の促進

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○女性が働きやすい職場環境の整備

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○防犯訓練の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○防犯カメラの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○洗車機の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

#### ④安全性の維持・向上

○映像記録型ドライブレコーダーの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○デジタル式タコグラフの導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○ASV車両の導入

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○ドライブレコーダー・デジタル式タコグラフ等を活用した事故防止教育の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○運輸安全マネジメント講習の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○安全運転講習会の受講

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○交通事故ゼロ運動等の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○安全運転コンクールの参加

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

#### ⑤観光立国実現に向けての取組み

○観光タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○観光タクシー乗務員講習会の実施

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

- 外国人旅客接客研修の受講の推進  
実施主体：タクシー事業者  
実施時期：短期・中期
- 外国人利用者向けの指差し翻訳シートの充実及び活用  
実施主体：タクシー事業者  
実施時期：短期・中期
- 観光施設等における観光タクシー待機場所等に係る検討  
実施主体等：法人協会、個人協会、自治体  
実施時期：中期
- 地域の観光振興に関する取組みへの積極的な参加及び関係者との連携強化  
実施主体等：法人協会、個人協会、タクシー事業者、自治体  
実施時期：短期・中期

## ⑥環境問題への貢献

- ハイブリッド車、EV車等低公害車の導入促進  
実施主体：タクシー事業者  
実施時期：短期・中期
- アイドリングストップ車の導入  
実施主体：タクシー事業者  
実施時期：短期・中期
- 後付アイドリングストップ装置の導入  
実施主体：タクシー事業者  
実施時期：短期
- アイドリングストップ・エコドライブ運動の推進  
実施主体：タクシー事業者  
実施時期：短期
- 駅待ち停車中におけるアイドリングストップに関する検討  
実施主体等：法人協会、個人協会、タクシー事業者、埼玉労働局  
実施時期：中期

## ⑦防災・防犯対策への貢献

- 地域における治安維持への協力  
実施主体：タクシー事業者  
実施時期：短期・中期
- 地域における防災への協力  
実施主体：タクシー事業者  
実施時期：短期・中期
- 地域における防犯への協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○子供の安全を見守るタクシーへの協力

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○災害時の救援タクシーの運行

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

○映像記録型ドライブレコーダーの導入（再掲）

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

○防犯カメラの導入（再掲）

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期・中期

## ⑧地域公共交通としての役割の強化

○地域公共交通会議への積極的な参画

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

○交通問題や公共交通の整備、環境、防災問題等に関する協議会への参加

実施主体：タクシー事業者、法人協会

実施時期：短期

○都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進

実施主体等：法人協会、運輸支局

実施時期：中期

○乗合タクシーやデマンドタクシーの運行の検討

実施主体等：法人協会、タクシー事業者、自治体

実施時期：短期

## ⑨総合交通ネットワークの一員としての機能の向上

○Suica、Pasmo等ICカードの利用可能なタクシーの拡大による他の交通機関との連携

実施主体：タクシー事業者

実施時期：中期

○輸送障害時における代替輸送の連携強化

実施主体：タクシー事業者

実施時期：短期

○地方自治体主体の運行による他の交通機関との連携による新たなサービスの創出



実施主体等：タクシー事業者、法人協会、自治体

実施時期： 中期

○地域公共交通としての機能向上のための話し合いの場の設置

実施主体等：タクシー事業者、法人協会、運輸支局、自治体、バス事業者

実施時期： 中期

○ターミナル駅等におけるタクシー乗り場への誘導案内表示の充実

実施主体等：法人協会、自治体、鉄道事業者

実施時期：中期

○都市計画・交通計画における公共交通機関としてのタクシーの役割の位置づけに関する自治体との協議の推進（再掲）

実施主体等：法人協会、運輸支局

実施時期：中期

## ⑩交通問題、都市問題の改善

○主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進

実施主体：タクシー事業者、法人協会、個人協会

実施時期：短期

○タクシー乗り場及び周辺における美化の推進

実施主体：タクシー事業者、法人協会、個人協会

実施時期：短期

○公共交通機関としての役割を強化するための道路環境や乗り場等に関する検討の取組み

実施主体等：タクシー事業者、法人協会、自治体、埼玉県警

実施時期：中期

○交通環境を疎外することのないような事業運営モラルの推進

実施主体等：タクシー事業者、法人協会、

実施時期：短期・中期

(注)「実施主体等」とは実施主体ならびに協力者を意味し、協力者とは事業の実施を支援する立場の者を指す。これらの具体的な分担に関しては個別の事案ごとに協議するものとする。

## ◆事業者計画を進めるに当たっての留意すべき事項

これまでの分析から明らかなように、タクシーが公共交通として健全に機能し、2. に掲げた各目標を着実に実現させるためには、諸問題の根幹にある需給のアンバランスの解消、つまり供給過剰状態を解消することが必要である。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法において、事業者計画には、本特定地域計画に基づき、供給輸送力の削減と相まって、

活性化措置を定めることができることが規定されている。また、同法に基づく基本方針には「タクシー事業の活性化を推進するに当っては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地域に存在する問題に的確に対応することが重要であり、本特定地域計画に定められた目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ましい。」と示されているところである。

以上の趣旨を踏まえて、タクシー事業者は積極的に供給輸送力の削減と相まった活性化措置についても実施し、活性化事業を進めることが必要不可欠である。

また、タクシー事業の活性化のために、例えば利用者が利用しやすいタクシー乗場の拡充等を図る場合、鉄道駅、病院、市役所等の公共施設を維持管理する機関の協力が不可欠であり、そのためには、公共施設維持管理者が求める優良なサービスを提供し、利用者に信頼され利用されるタクシー事業の構築に努めていくことが重要である。

なお、事業者計画がタクシー事業者によって取り組まれ、県南中央交通圏のタクシー市場が適正化されるためには、タクシー事業者の経営行動に影響を与える得る主体（行政、自治体、公共施設管理者等）の協力が不可欠である。これらの主体は、本特定地域計画の趣旨を十分理解するとともに、相互に連携を図り必要な行動に努めるものとする。

以上

営業方法の制限に伴う事業者別基準車両数及び削減車両数一覧表

番号	事業者名	基準車両数				H29.7月20日現在保有車両数			基準車両数の内最大車両数①～③のMAX	営業方法の制限		
		①特地域 (H21.7.17 時点)	②旧特地域 (H21.10.1 時点)	③準特地域 (H26.1.27 時点)	④左記内数 その他ハイ ヤー (H26.1.27 時点)	⑤タク シー	⑥ハイヤー (その他)	⑦合 計		過去の削減率	取り組む削減率	削減車両数 (切り捨て)
1	(有)アールワイカンパニー	0	0	0								
2	(有)寿サービス	3	3	1		1	0	1	3	0.6667	-0.5198	0
3	(株)さとびタクシー	8	9	9		9	0	9	9	0.0000	0.1469	0
4	(株)見沼交通	10	10	10		10	0	10	10	0.0000	0.1469	0
5	熊谷構内タクシー(株)	11	11	10		10	0	10	11	0.0909	0.0560	0
6	(株)ハーモニカ	11	10	10		9	0	9	11	0.1818	-0.0349	0
7	(株)小原運輸倉庫	12	12	12		12	0	12	12	0.0000	0.1469	1
8	上尾相互タクシー(有)	12	12	11		11	0	11	12	0.0833	0.0636	0
9	桶川交通(有)	12	11	11		10	0	10	12	0.1667	-0.0198	0
10	東洋タクシー(有)	12	12	11		10	0	10	12	0.1667	-0.0198	0
11	富士興業(株)	13	13	13		13	0	13	13	0.0000	0.1469	1
12	(有)遠忠屋運輸	13	13	12		11	0	11	13	0.1538	-0.0069	0
13	(有)富士交通	14	14	14		14	0	14	14	0.0000	0.1469	2
14	すずめタクシー(有)	15	15	15		15	0	15	15	0.0000	0.1469	2
15	イエローキャブ(株)	16	16	16		16	0	16	16	0.0000	0.1469	2
16	山手タクシー(株)	17	17	17		17	0	17	17	0.0000	0.1469	2
17	(有)伊奈交通	17	17	16		15	0	15	17	0.1176	0.0293	0
18	上尾交通(有)	17	17	15		14	0	14	17	0.1765	-0.0296	0
19	昭和交通(有)	19	19	18		18	0	18	19	0.0526	0.0943	1
20	宮原交通(株)	19	18	18		17	0	17	19	0.1053	0.0416	0
21	安立交通(株)	19	16	16		16	0	16	19	0.1579	-0.0110	0
22	ザ・キザン・ヒロ鳩ヶ谷(有)	20	20	19		19	0	19	20	0.0500	0.0969	1
23	日栄交通(株)	21	21	20		20	0	20	21	0.0476	0.0993	2
24	大和タクシー(有)	21	17	14		14	0	14	21	0.3333	-0.1864	0
25	(有)ヤジタ交通	22	21	20		20	0	20	22	0.0909	0.0560	1
26	宝交通(株)	22	22	20		19	0	19	22	0.1364	0.0105	0
27	三矢交通(株)	22	22	20		19	0	19	22	0.1364	0.0105	0
28	アサヒタクシー(株)	25	25	23		22	0	22	25	0.1200	0.0269	0
29	共栄交通(株)	25	25	22		22	0	22	25	0.1200	0.0269	0
30	みどりタクシー(有)	25	25	23		22	0	22	25	0.1200	0.0269	0
31	(株)与野交通	26	24	24		24	0	24	26	0.0769	0.0700	1
32	浦和自動車(株)	26	26	23		23	0	23	26	0.1154	0.0315	0
33	長谷川タクシー(有)	26	26	24		23	0	23	26	0.1154	0.0315	0
34	指扇交通(株)	27	25	25		24	0	24	27	0.1111	0.0358	0
35	ツルヤ交通(株)	30	30	28		27	0	27	30	0.1000	0.0469	1
36	上尾タクシー(有)	31	31	31		31	0	31	31	0.0000	0.1469	4
37	東浦和交通(有)	32	32	29		28	0	28	32	0.1250	0.0219	0
38	東都自動車交通(株)	33	31	30		30	0	30	33	0.0909	0.0560	1
39	ヨシエヒロ(有)	33	13	13		13	0	13	33	0.6061	-0.4592	0
40	安全興業(株)	34	34	34	1	34	0	34	34	0.0000	0.1469	4
41	日進一交通(有)	35	35	33		31	0	31	35	0.1143	0.0326	1
42	(有)須賀タクシー	36	36	35		35	0	35	36	0.0278	0.1191	4
43	第三交通(株)	37	37	35		33	0	33	37	0.1081	0.0388	1
44	国際交通(株)	39	39	34		30	0	30	39	0.2308	-0.0839	0
45	ザ・キザン・ヒロ(有)	39	26	26		22	0	22	39	0.4359	-0.2890	0
46	大宮自動車(有)	40	40	37		35	0	35	40	0.1250	0.0219	0
47	(株)平和観光	20	42	42		42	0	42	42	0.0000	0.1469	6
48	飛鳥交通(株)【上尾】	43	40	41		38	0	38	43	0.1163	0.0306	1
49	熊通タクシー(株)	45	45	44		43	0	43	45	0.0444	0.1025	4
50	関東観光タクシー(株)	45	45	42		40	0	40	45	0.1111	0.0358	1
51	(株)ツバメタクシー	46	36	41		41	0	41	46	0.1087	0.0382	1
52	(株)八千代交通	46	46	43		40	0	40	46	0.1304	0.0165	0
53	桶川タクシー(有)	48	48	45		42	0	42	48	0.1250	0.0219	1
54	川口相互タクシー(株)	57	55	55		53	0	53	57	0.0702	0.0767	4
55	大宮タクシー(株)【イースタ	59	56	56		56	0	56	59	0.0508	0.0961	5
56	県南交通(株)	61	61	57		54	0	54	61	0.1148	0.0321	1
57	飛鳥交通(株)【桜区】	64	60	61		57	0	57	64	0.1094	0.0375	2
58	大宮交通(株)	66	66	64	2	59	2	61	66	0.1061	0.0408	2
59	(株)平和自動車	67	63	63		60	0	60	67	0.1045	0.0424	2
60	飛鳥交通(株)【川口】	68	65	64		61	0	61	68	0.1029	0.0440	2
61	ハッピータクシー(株)	68	68	64		60	0	60	68	0.1176	0.0293	1
62	太平自動車交通(株)	69	66	65		65	0	65	69	0.0580	0.0889	6
63	山手観光自動車(株)	77	77	74	1	70	0	70	77	0.0909	0.0560	4
64	埼京タクシー(株)	85	85	87	4	78	0	78	87	0.1034	0.0435	3
65	飛鳥交通(株)【北区】	87	83	82		78	0	78	87	0.1034	0.0435	3
66	(株)つばめタクシー	94	94	91	2	84	2	86	94	0.1064	0.0405	3
67	(有)岩槻タクシー	100	100	100		100	0	100	100	0.0000	0.1469	14
68	日本交通埼玉(株)	140	132	136	6	125	6	131	140	0.1071	0.0398	5
69	(株)川口自動車交通	164	159	155		139	0	139	164	0.1524	-0.0055	0
70	(株)埼玉交通	171	171	164	1	154	1	155	171	0.0994	0.0475	8
	県南中央交通圏計	2,787	2,711	2,633	17	2,507	11	2,518	2,812			111